

## 電話でお金詐欺（特殊詐欺）の類型について

### 【電話でお金詐欺の類型】

電話でお金詐欺(特殊詐欺)とは、被害者に電話やSNS等を通じて、対面することなく信頼させ又は関係を深めて信用させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪をいう。

|             |  |
|-------------|--|
| ニセ警察詐欺      | 下記のいずれの要件も満たすもの。<br>○警察官、検察官等の捜査機関をかたっていること<br>○携帯電話機や預貯金口座等の不正利用等を理由として、被害者自身に犯罪の嫌疑がある旨申し向けていること<br>○被害者の嫌疑を晴らすための「捜査名目（優先調査、資産回避等）」として、金銭等を要求していること                          |
| オレオレ詐欺      | 親族、警察官、弁護士、銀行協会職員等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）もの（「親族が起こした」とは、被害者本人も含む。）。  |
| 預貯金詐欺       | 親族、警察官、弁護士、銀行協会職員等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要である」などの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）もの。   |
| キャッシュカード詐欺盗 | 警察官、銀行協会職員等を装って被害者に電話をかけるなどし、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するもの。   |
| 架空料金請求詐欺    | 未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取る（脅し取る）もの。  |
| 還付金詐欺       | 税金還付等に必要の手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺事件又は詐欺事件。  |
| 融資保証金詐欺     | 実際には融資しないにもかかわらず、融資を申し込んできた者に対し、保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）もの。   |
| 金融商品詐欺      | 架空又は価値の乏しい未公開株、社債等の有価証券、外国通貨、高価な物品等に関する虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、その購入名目等で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいい、これら金融商品に対して、購入意思のない被害者に名義貸しをさせた後、名義貸しをしたことによるトラブル解決名目等で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものを含む。 |
| ギャンブル詐欺     | 不特定多数の者が購入する雑誌に「パチンコ打ち子募集」と掲載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールを送信したりするなどし、これに応じて会員登録等を申し込んできた被害者に対して会員登録料や情報料等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）もの。  |
| 交際あっせん詐欺    | 不特定多数の者が購入する雑誌に「女性紹介」等と掲載したり、不特定多数の者に対して「女性紹介」等と記載したメールを送付したりなどし、これに応じて女性の紹介等を求めてきた被害者に対して、会員登録料金や保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）もの。   |
| SNS型投資詐欺    | 投資をすれば利益が得られるものと誤信させ、投資アプリ等に誘導するなどし、虚偽の利益を表示する方法などにより心理的安心感を与え、架空の投資を継続させながら、投資金名目や利益の出金手数料名目などで金銭をだまし取るもの（SNS型ロマンス詐欺の投資名目に該当するものを除く。）。  |
| SNS型ロマンス詐欺  | ○投資名目<br>恋愛感情や親近感を抱かせながら投資に誘導し、投資金名目やその利益の出金手数料名目などで金銭等をだまし取るもの。<br>○その他のロマンス等名目<br>恋愛感情や親近感を抱かせながら架空の事実を口実とし、交際の継続等を前提とした各種名目で金銭等をだまし取るもの（SNS型ロマンス詐欺の投資名目に該当するものを除く。）。        |
| その他の特殊詐欺    | 上記特殊詐欺の類型に該当しない特殊詐欺をいう。  |